

奈良県告示第三百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 道路の種類 一般県道

二 路線名 寺前千股線

三 道路の区域

路線番号		区間		区域変更の前後別		敷地の幅員		延長		備考		
2 5 5		吉野郡大淀町大字 比曾七〇四番二先 から 吉野郡大淀町大字 比曾四五七番一先 まで		後	前							
A		B		A								
一四・五 ） 四・二		一七・五 ） 七・〇		一四・五 ） 四・二		七二・二		八八・八		寺前橋 L 二三・二 m		
七二・二		八八・八		七二・二		七二・二		八八・八		寺前橋 L 二三・二 m		